

第50回全国高等学校総合文化祭  
部門大会看板製作等業務委託仕様書

1 業務名

第50回全国高等学校総合文化祭部門大会看板製作等業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年8月1日まで

3 目的

第50回全国高等学校総合文化祭の部門別大会において、ステージ上吊り看板、置き看板、会場入り口前立て看板、国旗・県旗・市旗（以下、国旗等という。）の製作、設置、撤去を行う。

4 業務内容

(1) 看板、国旗等の製作、設置、撤去

別紙1「看板等設置一覧表」のとおり看板等の製作、設置、撤去を行うこと。

<留意事項>

- ・木柵欄が「有」の看板については、会場既存の木柵に張り付けを行うこと。  
「無」の看板については、受託者において木柵を用意すること。
- ・置き看板は会場ステージ前方床等に設置できるように土台を製作すること。
- ・看板はインクジェット出力シート貼りとする。立て看板については、1週間程度の耐水加工されたものとする。
- ・国旗等については、スチレンボード等の軽量の素材とし、適切に設置ができるように加工を施すこと。また、同一会場だけでなく、他会場においても共通して使用できるものについては、使用すること。
- ・会場の指定箇所に取り付けし、設置可能な方法により金具等を適宜取り付けること。取り付け等に必要な金具及び工具類は受託者が準備するものとし、見積金額に含めること。
- ・取り付けについては、安全性を十分に考慮すること。また、歩行者の妨げにならないようにするとともに、風雨等の影響も考慮すること。
- ・設置又は引き渡しに当たっては、各部門の担当者と時間等の調整を行うこと。
- ・受託者が設置した看板について、設置後不備（剥がれ、傾き）があった場合は再設置等の対応を行うこと。
- ・撤去後の看板は受託者が処分すること。

## (2) 看板デザイン

- ・看板面のデザインは別紙2「看板デザインイメージ」を参考にして、デザインを行う。受託者は委託者から提供する基本データ（PDF、ai形式等）に基づき、完成データのデザイン作成を行うこと。
- ・校正は基本2回とするが、完成度合いに応じて増やすことがある。
- ・看板デザインは吊り看板、立て看板及び置き看板それぞれ同一のデザインを基本とする。別紙1「看板等設置一覧表」の記載内容の文言が部門によって異なる。

## 5 その他

- (1) 業務の過程で生じた全ての著作物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は、秋田県に帰属する。
- (2) 業務の遂行にあたっては、委託者と事前に打ち合わせを行い、この仕様書に記載のない事項が生じた場合は、ただちに協議すること。